

当別町魅力発信業務委託特記仕様書

本仕様書は、当別町（以下「甲」という。）が実施する当別町魅力発信業務委託（以下「本業務」という。）に関して必要な事項を定めるとともに、受託者（以下「乙」という。）が実施しなければならない事項を定める。

1 委託業務名

当別町魅力発信業務委託

2 業務目的

本業務は、テレビ番組を活用し、当別町の住みよさ（豊かな自然、利便性の高い公共交通、充実した住環境及び教育等）、観光資源及びイベントなど、町の魅力を広く発信する。

また、移住プロモーション動画を制作し、首都圏等での移住促進フェア等で活用するとともに、YouTubeやSNS等のWebを用いたPRを行い、当別町への移住定住を促進することを目的とする。

3 業務期間

契約締結の日から令和6年10月31日まで

4 業務内容

本業務の内容は、以下のとおりとする。

(1) 移住定住を促進する番組の制作

乙は、番組の企画、出演者との出演交渉、台本作成、画像データ、撮影・収録及び編集のほか、撮影場所の許可手続き、関係者及び関係施設との折衝等、制作に要する一切の業務並びに制作スケジュールの管理を行うこと。

また、制作にあたっては、次の内容を含めた構成とすること。

- ・豊かな自然
- ・公共交通（JR札沼線運行による優位性、札幌市への通勤通学の利便性など）
- ・住環境（公共施設、医療、除排雪体制など）
- ・教育（令和4年4月開校のとうべつ学園の紹介、小中一貫教育など）
- ・移住者への取材（子育て世帯を想定）
- ・観光資源及びイベント
- ・その他、移住定住が期待できるもの（子育て支援及び移住定住施策など）

(2) テレビ番組の放送

乙は、上記(1)で制作した番組について、次により放送等を行うこと。

ア 放送時期

令和6年5月から令和6年6月までの間

イ 放送エリア

北海道で視聴できるよう放送すること。

なお、在京キー局やその他地方局等の協力を得て、北海道以外での放送が実現できるよう努めること。

ウ 放送時間及び放送回数

放送時間が29分以上の番組を1回以上放送すること。

エ 放送時間帯及び放送曜日

視聴率及び視聴者層を考慮し、できる限り視聴者数の多い時間帯とすること。

なお、視聴者が限られる深夜早朝枠での放送は不可とする。

オ 番組予告

多くの視聴者に視聴してもらうため、番組の放送に関する予告やSNS等各種媒体を活用した事前の情報発信を行うこと。

カ その他

必要に応じてナレーション収録及び字幕収録を行うこと。

(3) 移住プロモーション動画の制作

(1)で制作した番組を編集した移住プロモーション動画を制作すること。

(4) その他、移住定住の促進が図られる独自提案

他の媒体の活用など、甲が考えるもののほか、移住定住の効果が期待できる工夫等があれば積極的に提案すること。

5 業務従事者

乙は、甲の要請に応じてスタッフ（ディレクター、ビデオカメラマン、リポーター等）を派遣するものとする。

(1) ディレクター

- ・当別町の歴史やまちづくり等、当別町に関する知識が豊富であること。
- ・4の業務内容を把握していること。
- ・テレビ番組のディレクター経験が3年以上であること。
- ・番組の制作は、原則、同じディレクターが担当すること。

(2) ビデオカメラマン

- ・主たるビデオカメラマンは、経験が3年以上であること。

(3) リポーター

- ・北海道内で一定程度知名度があること。
- ・テレビ番組のリポーター経験が3年以上であること。

6 成果品

(1) 業務報告書

(2) 制作した番組データ

(3) 移住プロモーション動画データ

なお、(2)及び(3)のデータは、甲が指定する電磁的記録媒体による形式とする。

7 乙の責務

- (1) 乙は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (2) 乙は、本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合はこの限りではない。また、再委託に関するすべての責任は乙が負わなければならない。

8 権利関係の取扱い及び処理

- (1) 本業務の遂行にあたり、第三者（甲及び乙以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (2) 乙が本業務により制作したデータ、デザイン及び写真等（以下「制作物」という。）の著作権（著作権法第21条から第28条に規定するすべての権利を含む）は、甲に帰属するものとする。
また、甲は、これらの制作物を無償で自由に二次利用できるものとする。
- (3) 乙は、甲に対し、著作権人格権を行使しないものとする。
- (4) 著作権、肖像権等の処理は、乙が適切に行い、情報発信の妨げとならないよう承諾を得ること。
- (5) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者と協議のうえ、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。

9 疑義

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ、乙は甲の指示に従い業務を遂行するものとする。

10 資料管理

本業務において甲から貸与される資料等について、乙は資料等の重要性を認識し、資料等の破損、滅失及び盗難等事故のないように取扱い、使用後は速やかに返却するものとする。

11 成果品検査

乙は、本業務完了後、甲の検査を受けるものとし、甲から本業務に適合しないものとして修正の指示があった場合は、速やかに修正を行うものとする。